

『アート・ドキュメンテーション研究』投稿規定

Contributor Guidelines of the Bulletin

1. 目的

『アート・ドキュメンテーション研究』は、アート・ドキュメンテーションに関する論文の掲載・発表を行い、国内外のアート・ドキュメンテーション研究の発展に寄与するものである。

2. 資格

本誌に投稿することができる者は、次のとおりとする。

- (1) アート・ドキュメンテーション学会の正会員
- (2) 編集委員会において適当と認める者

3. 原稿の種類

本誌に掲載する原稿の内容は、たとえば次のようなもので、未発表のものに限る。

- ・ 研究論文：独自の研究成果をまとめたもの
- ・ 研究ノート：個々の研究の中間報告・覚え書きなど
- ・ 研究展望：個々の研究分野の研究成果を総覧し、研究の現状を展望するもの（書評等を含む）
- ・ 事例報告：新たな技術・システムの開発・研究方法などについての報告
- ・ 資料紹介：研究に関する資・史料、写真、文書、記録、データとその解説・論考
- ・ 書誌・目録：書誌・目録・索引および解題・抄録など
- ・ 翻訳、その他、編集委員会が認めるもの

4. 原稿の量

400字原稿用紙で50枚以内（註を含む）・図版10枚以内を基準とする。原稿は原則的に電子データで提出するものとする。

5. 執筆要領

原稿の執筆にあたっては、別に定める「アート・ドキュメンテーション研究・執筆要領」に従う。

6. 原稿の受け入れ・審査

投稿された原稿は、編集委員会が掲載の可否および時期を決定する。編集委員会は、その字句ならびに内容に関して著者に再検討を求めることができる。研究論文については、投稿、依頼を問わず別途定める査読規定に基づき査読者を選定して査読を行い、編集委員会がその総意をもって掲載の可否ならびに分類を決定する。

7. 原稿の校正

著者校正は初稿のみとする。

8. 著作権

投稿した原稿の著作権はアート・ドキュメンテーション学会に帰属する。ただし、原著者が出典を明示しての再利用は妨げない。

9. 配布・流通

アート・ドキュメンテーション学会は、本誌編集委員会を設置し、掲載決定の原稿をその論文誌として刊行し、会員ならびに関係研究機関等に配布する。配布は、会員に対しては無償、その他に関しては、無償または有償とする。

10. 原稿の返却

投稿された原稿は返却しない。

11. 原稿料

原稿料の支払い、掲載料の徴収は行わない。寄稿者には、その行為に対して論文誌若干部が提供される。

12. 原稿の投稿先

『アート・ドキュメンテーション研究』編集委員会 E-mail : kenkyu_editor@jads.org